

議案第 4 9 号

朝霞市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市道路占用料徴収条例（昭和 4 5 年朝霞市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「、売出し」を削る。

別表法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 5 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 5 0 円

別表中

令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 5 0 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		4 3 0 円

を

令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 5 0 円		
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		4 3 0 円		
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 5 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に 0. 0 2 4 を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が 1 のもの	A に 0. 0 0 5 を乗じて得た額
			階数が 2 のもの	A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
			階数が 3 以上のもの	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
その他のもの		A に 0. 0 3 4 を乗じて得た額		

に改め、同表備考中「月割り」を「月割」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用期間（その初日がこの条例の施行の日前であって、かつ、期間が1年未満であるものに限る。）に係る占用料については、なお従前の例による。

令和5年9月1日提出

朝霞市長 富岡 勝則